

新たな料金体系等の検討について

1 料金体系について

(1) 入館料 (新設区分)

区 分		90分	3時間	6時間	1日
大人	村 内	300円	700円	1,000円	1,300円
	村 外	500円			
	村内障がい者		無 料		
	村外障がい者	300円	350円	500円	650円
小人	村 内	150円	400円	600円	800円
	村 外	250円			
	村内障がい者		無 料		
	村外障がい者	150円	200円	300円	400円

【改定案内容】

- ・気軽に施設利用ができるよう利用時間「90分」及び「村内・外」区分を新設する。
- ・施設利用促進のための企画等に伴う割引対応ができるよう条例に盛り込む。
- ・条例に定めている「小人」の定義を「3歳以上小学生以下の者」から「小学生及び中学生並びにこれらに準じる者」とし、家族連れが利用しやすいよう変更する。
※未就学児は無料とする。

(2) 特別室（和室）使用料

区分（現行）	1時間	2時間	3時間
1部屋	1,000円	2,000円	3,000円

(新設区分)

区分（改定案）		1時間	1日
1部屋	村 内	500円	2,500円
	村 外	1,000円	5,000円

【改定案内容】

- ・村内外の区分を新設する。
- ・長時間利用もできるよう時間帯区分のうち「2時間」「3時間」区分を廃止し、「1日」区分を新設する。
- ・村民、利用者向けの教養講座など公序良俗に反しない内容であれば、主催者の受講料等の徴収も可（事前申請制）とする。

(3) 特別室（カラオケ室）使用料

区分（現行）		1 時間	2 時間
9 人用	使用料	1,000 円	2,000 円
	カラオケ代	500 円	1,000 円
5 人用	使用料	700 円	1,400 円
	カラオケ代	500 円	1,000 円

区分（改定案）			1 時間
9 人用	使用料（カラオケ代含）	村 内	500 円
		村 外	1,500 円
5 人用	使用料（カラオケ代含）	村 内	500 円
		村 外	1,200 円

【改定案内容】

- ・村内外の区分を新設する。
- ・カラオケ代区分をなくし、施設使用料のみとする。
- ・利用者数（いきいきわいわいカード所有者数）の制限を廃止する。

■特別室



2階 和室



1階 カラオケ室（9人用）

2 優待制度について

制 度	現 行	改 定 案
1日無料優待券の発行 (村民対象) ※継続	65歳未満の方を対象に、無料で1日施設利用できる優待券を6枚発行。(1年度に1回発行、曜日問わず使用可)	
いきいきわいわいカードの発行(村民対象)	65歳以上の方を対象に、1回(3時間)100円で何回でも施設利用できるカードを発行。 (平日のみ使用可) また、カード保持者が5名以上で和室、カラオケ室の使用料を減免。	65歳以上の方を対象に、1回(3時間)100円で何回でも施設利用できるカードを発行。 (毎日使用可)
ポイントカードの発行 (村内外制限なし)	1回(3時間以上)の利用につき1ポイント贈呈し、10ポイント貯まると1回(3時間)無料で利用できるカードを発行(曜日問わず使用可)	1回(90分 以上)の利用につき1ポイント贈呈し、10ポイント貯まると1回(90分)無料で利用できるカードを発行(曜日問わず使用可)
ポイントカードポイント増デーの設定(村内外なし) ※継続	毎週金曜日をポイントカードのポイント増デーと位置付け、1回の利用で2ポイント贈呈。	
各種厚生施設利用券の利用(各組合員) ※継続	(公財)厚木市勤労者福祉サービスセンターをはじめ、神奈川県市町村職員共済組合、公立学校共済組合、(一財)神奈川県厚生福利振興会が発行する厚生施設利用券により、1回(3時間)の施設利用を無料または割引にて利用可。	

【改定案内容】

- ・高齢者の利用促進を目的にいきいきわいわいカード利用を毎日利用可とする。
- ・利用時間区分(90分)の新設に伴いポイントカードの贈呈対象時間を改正する。

3 事業展開について

(1) 周知看板の設置

宮ヶ瀬地区からの誘客を図るため、宮ヶ瀬地区での宣伝・広告を図る。また、清川村の入口となる舟沢地区や滝ノ沢地区や施設入口となる別所地区においても施設誘導看板等の設置・更新を検討する。



宮ヶ瀬水の郷駐車場出入口



舟沢地区（圧送センター）



滝ノ沢地区（ヘリポート）



別所地区（施設県道入口）

(2) 村内施設・店舗等との連携

宮ヶ瀬施設や道の駅「清川」、清川村運動公園（テニス・野球）、村内店舗との連携強化により互いの利用者が増加するよう施設利用優待等の実施を検討する。

【案】村内施設・店舗利用者への割引

村内の施設や店舗のレシート（500円以上）2件分を提示の方（グループ単位）の浴場使用料を割り引く（大人100円引、小人50円引）

(3) ふるさと納税制度の活用

現在実施しているふるさと納税の返礼品として「ふれあいセンターご優待セット」を登録し、施設の利用増進と村の財源確保を図る。

【案】優待券（3時間）2枚＋清川の恵水（引換券）2本分セット

$(700円 + 100円) \times 2 = 1,600円$ 寄附設定額6,000円

※枚数の設定により複数の品目登録が可

【参考】清川村ふれあいセンター条例（現行）

（使用料）

第3条 センターの施設を使用する者は、別表1又は別表2に定める使用料を、施設を使用する前に納付しなければならない。

別表1（第3条関係） 浴場使用料

	大人	小人	摘要
3時間	700円	400円	
6時間	1,000円	600円	
一日	1,300円	800円	午前10時から午後9時まで

- 小人とは、3歳以上小学生以下の者
- 超過料金は、1時間毎に大人200円、小人100円とする。

別表2（第3条関係）特別室使用料

種別		料金	摘要
和室	もみじ	午前10時から午後9時までを1時間単位での時間貸出とする 1時間 1,000円	10畳
	つつじ		10畳
カラオケ室	うぐいす	2時間 2,000円 ただし、2時間に満たない使用料は、30分 500円	9人用
	やまがら	2時間 1,400円 ただし、2時間に満たない使用料は、30分 350円	5人用